

2024年9月27日

保険薬局 各位

鈴鹿中央総合病院薬剤部

後発医薬品へ変更調剤後の情報提供について

平素より、当院の院外処方 of 適正な運用にご協力いただき、ありがとうございます。

当院では、これまで処方箋を応需した保険薬局より後発医薬品への変更調剤については FAX 報告を依頼しておりましたが、2024年10月1日付院外処方箋より FAX 報告を不要とさせていただきます。ただし、必ずおくすり手帳の発行・記載を行い、医療機関受診時に持参するよう患者指導をお願いします。

記

- ◎ 運用変更の内容
 - ・保険薬局による後発医薬品銘柄の FAX 報告を廃止する
- ◎ 変更理由（参考資料）
 - ・厚生労働省通知①において、医療機関と薬局との間で合意した方法等により情報提供を行うことで差し支えないとされている
 - ・厚生労働省通知②において、調剤された銘柄を改めてカルテ記載する必要はないとされている
- ◎ 運用変更日
2024年10月1日
- ◎ 問い合わせ先
鈴鹿中央総合病院薬剤部:059-381-1311(代)

以上

参考資料

厚生労働省通知①（平成 24 年 3 月 5 日保医発 0305 第 12 号）

第 3 変更調剤を行う際の留意点について

7

保険薬局において、銘柄名処方に係る処方薬について後発医薬品（含量規格が異なるもの及び類似する別剤形のものを含む。）への変更調剤を行ったとき又は一般名処方に係る処方薬について調剤を行ったときは、調剤した薬剤の銘柄（含量規格が異なる後発医薬品を調剤した場合にあっては含量規格を、類似する別剤形の後発医薬品を調剤した場合にあっては剤形を含む。）等について、当該調剤に係る処方せんを発行した保険医療機関に情報提供すること。ただし、当該保険医療機関との間で、調剤した薬剤の銘柄等に係る情報提供の要否、方法、頻度等に関してあらかじめ合意が得られている場合は、当該合意に基づいた方法等により情報提供を行うことで差し支えない。

厚生労働省通知②（平成 24 年 4 月 20 日事務連絡）

疑義解釈資料【処方せん料】

問 43

カルテには、できるだけ詳しい情報を記載しておくことが望ましいとは思いますが、一般名を記載した処方せんを発行した場合に、実際に調剤された薬剤の銘柄等について保険薬局から情報提供があった際に、薬剤の銘柄等を改めてカルテに記載しなければならないのか。

(答) 改めてカルテに記載する必要はない。

発行した処方せんの内容がカルテに記載されていればよい。